

直方市告示第 25 号

直方市外国語指導助手派遣業務条件付公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

直方市外国語指導助手派遣業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 6 日

直方市長 大塚 進弘



1 業務の概要

(1) 業務名称

直方市外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

市立小・中学校の外国語科の授業において指導補助を行う外国語指導助手（Assistant Language Teacher 「ALT」）を派遣し、英語教育及び国際理解教育の充実と推進を図る。

(3) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 見積限度額

64,944,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 選定方式

条件付公募型プロポーザル方式

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 令和 7 年度直方市物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されており、本市から指名停止措置を受けている期間中でない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条に定める労働者派遣事業の許可を有する者であること。
- (5) 令和 4 年度から令和 6 年度までの間に、小・中学校に対する ALT の派遣を目的とする

地方公共団体発注の契約実績を有する者であること。

(6) 法人等の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、次の事項に該当しない者であること。

- ア) 代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げるもの。以下同様。)関係者である場合。
- イ) 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
- ウ) 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
- エ) 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。

4 選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募の公告	令和8年2月6日(金)
参加申込期間	令和8年2月6日(金)～令和8年2月20日(金)
質問受付期間	令和8年2月6日(金)～令和8年2月18日(水)
質問回答期限	令和8年2月24日(火)
企画提案書提出期限	令和8年2月27日(金)
第1次審査(書類審査)	令和8年3月4日(水)
第1次審査結果の通知	令和8年3月6日(金)
参加辞退届提出期限	令和8年3月11日(水)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和8年3月18日(水)
審査結果通知	令和8年3月23日(月)
契約締結	令和8年4月1日(水)

5 その他

詳細については、「直方市外国語指導助手派遣業務条件付公募型プロポーザル実施要領」及び「直方市外国語指導助手派遣業務仕様書」による。

6 書類の提出及び問合せ先

〒822-8501

福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所

直方市教育委員会 学校教育課

(本業務の手続に関する問い合わせ) 担当: 黒岩

(本業務の実務に関する問い合わせ) 担当: 大田

TEL : 0949-25-2323 電子メール : n-gakkou@city.nogata.lg.jp